

鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画策定要領

【目次】

第1	趣旨	1
第2	総合基本計画の概要	1
第3	計画期間	2
第4	基本計画の基本的な考え方	2
第5	基本計画の主な構成	5
第6	基本計画の策定体制	9
第7	基本計画策定までのスケジュール	10

令和2年2月
鎌ヶ谷市

第1 趣旨

この策定要領は、鎌ヶ谷市総合基本計画策定会議等の設置及び運営に関する規程第6条第2項の規定に基づき、「鎌ヶ谷市次期総合基本計画策定方針」(以下「策定方針」という。)に定めるもののほか、鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するために必要な事項を定めます。

第2 総合基本計画の概要

総合基本計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造で構成します。

また、基本構想は「政策」を、基本計画は「施策」を、実施計画は「事務事業」の方向性をそれぞれ定めることにより、行政評価制度における評価区分との統一化を図ります(図1)。

なお、総合基本計画全体のイメージは、図2のとおりとなります。

図1：総合基本計画及び行政評価制度の体系図

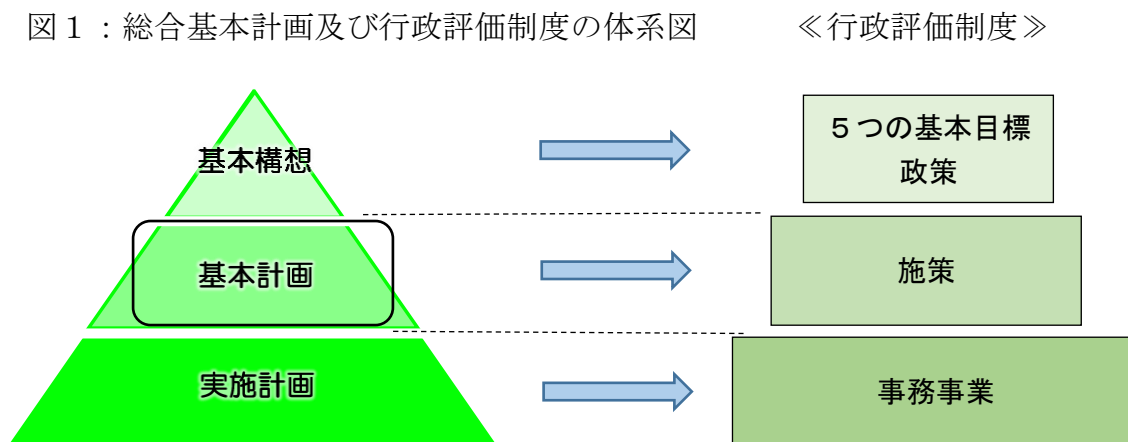
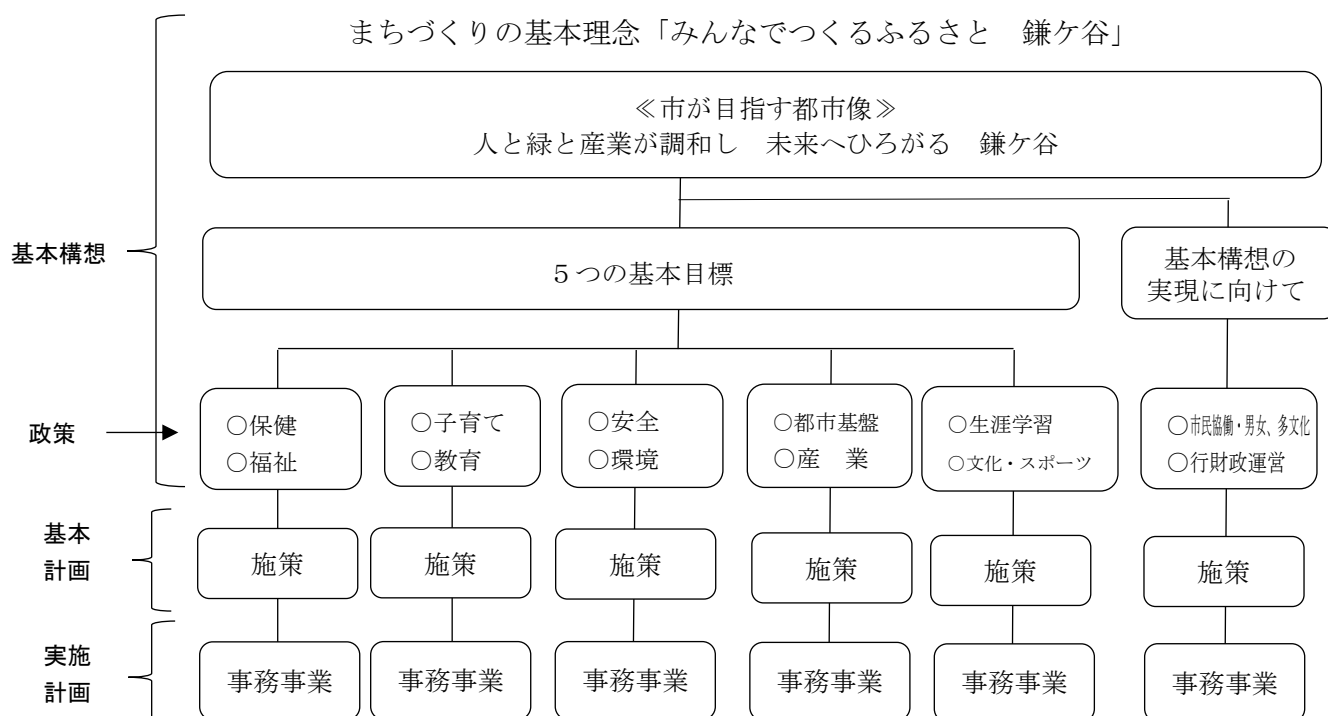


図2：総合基本計画全体のイメージ



第3 計画期間

基本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

図3：総合基本計画の構成及び計画期間



第4 基本計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

基本計画の策定にあたりましては、次の4つの視点で策定します。

（1）市民、事業者、行政が一体となってまちづくりを推進する計画の策定

新たな基本構想では、まちづくりの基本理念として、「みんなで作るふるさと鎌ヶ谷」を定めています。

今後のまちづくりでは、人口減少、少子高齢化は避けられない状況にあり、人材の確保、財政運営など課題が生じることが予想されることから、まちづくりの基本理念に基づき、行政の役割についても再検証したうえで、市民、事業者、行政が地域の中でともに支えあいながら、主体的にまちづくりを推進する計画とします。

（2）数値目標に基づく実行性の高い計画の策定

基本計画に定める各施策には、これを達成するための数値目標を設定します。

なお、目標値の設定にあたっては、現行計画における数値目標の達成状況、全国・千葉県・近隣市の水準などを踏まえる一方で、希望的な数値ではなく、現実的な数値を設定することにより、実行性の高い計画とします。

(3) 事業の重点化を図った計画の策定

計画の策定にあたっては、中・長期的な財政見通しを明確にしたうえで、重点的に実施する横断的な取組を明示することで、事業の重点化を図ります。

なお、事業の重点化にあたっては、歳出削減及び歳入確保といった行財政改革の視点を踏まえるものとします。

(4) 行政評価制度に基づき、評価、進行管理を行う計画の策定

本市の施策のねらい（めざす姿）や数値目標などの達成状況について、広く周知するとともに、行政評価制度に基づき、効果的かつ効率的な計画の推進に資するものとします。

また、各施策に関連する個別計画についても、法令などに計画期間を定めているものを除き、原則として、基本計画と同じ計画期間にすることで、総合基本計画との整合性及び連携を高めるとともに、それぞれの個別計画に基づく審議会などにおいて進捗状況を審議することにより、第三者機関の意見などを反映するものとします。

2 現行の基本計画及び実施計画の課題とその対策

基本計画の策定にあたりましては、現行の基本計画及び実施計画の課題として、総合基本計画策定部会構成員へ意見照会した結果を踏まえ、次の4つの課題に対応し、策定します。

(1) 基本事業の見直し

現行の基本計画では、施策を実現する手段として基本事業を定め、そのねらい（目指す姿）を定めていましたが、基本事業の概要を記載していないため、具体的な内容が捉えにくいといった課題がありました。

また、基本事業に係る成果指標の目標値は、実施計画で定めていたことから、施策の成果目標値と基本事業の成果目標値が、基本計画と実施計画の両方の計画にまたがり、不明確であるという課題がありました。

そのため、基本計画では、施策の柱ごとに取り組む概要を定めるとともに、その取組の成果を表す指標を設定します。

(2) まちづくりの主体ごとの役割の見直し

現行の基本計画では、施策ごとにまちづくりの主体それぞれが果たすべき役割を記載していましたが、施策の範囲が広く、それぞれの役割やターゲットが捉えにくいといった課題がありました。

一方、基本構想のまちづくりの基本理念「みんなでつくるふるさと 鎌ヶ谷」を実現するためにも、今後も市民、事業者、行政が連携したまちづくりを推進してい

く必要があります。

そのため、基本計画では、各所属が施策を検討する段階で、これまでに市民や事業者と連携した内容を検証するとともに、施策のねらいを実現するため、市民、自治会、団体、事業者などと連携する取組や、協力をお願いすることなどを明記します。

(3) 成果指標の見直し

現行の基本計画では、設定した指標の目標値が高く、達成できていない指標が多いといった課題がありました。また、市民意識調査の結果を指標に設定している施策が多く、市民意識調査も5年に1回の実施となるため、年度ごとの進行管理ができず、市民意識調査の質問項目の増加につながるといった課題もありました。

そのため、基本計画の成果指標は、実現可能な目標値を設定するとともに、市民意識調査の結果は、原則使用しないこととします。

また、指標の考え方を整理し、施策実施の背景となる状態・課題（問題点・特性）を測る指標（施策の状態指標）と、施策の取組の成果を測る指標（施策の柱の成果指標）の2つの指標を設定します。

(4) 重点政策の見直し

現行の基本計画では、重点政策として、「福祉」「教育」「安全・安心」「魅力あるまちづくり」の4つを設定していますが、政策から重点政策を設定した場合には、その範囲が広く、実際に重点的に実施する分野が見えにくいという課題がありました。

そのため、基本計画では、横断的な取組として重点プロジェクトを設定します。

3 特に留意する事項

財政の見通しに関しては、前総合基本計画（平成13年度～平成32年度）のうち、前期基本計画（平成13年度～平成22年度）において大きな乖離が生じたことから、過大な見通しを立てないように、厳しい視点で行うことに留意します。

第5 基本計画の主な構成

基本計画の主な構成は、次の項目を基本として検討し、最終的には取りまとめた段階で決定します。

なお、策定にあたっては、鎌ヶ谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定します。

1 基本計画の名称

基本計画の名称は、「鎌ヶ谷市総合基本計画 前期基本計画」とします。

2 目標年度及び計画期間

6年（令和3年度に開始し、令和8年度を目標年度とします）

3 人口の見通し

平成31年3月に策定した「総合基本計画基礎調査報告書」を基に、直近の状況を反映したうえで作成します。

なお、基本計画は、総合戦略と一体的に策定するため、人口ビジョンの中に記載している「出生・死亡数、転入・転出数の推移」と「合計特殊出生率の推移」を新たに追記します。

4 財政状況・財政見通し

これまでの決算状況を明らかにするため、6年間の財政見通しのほか、新たに財政状況を追記します。

(1) 財政状況

対象とする期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間の財政状況を基本としつつ、必要に応じて長期間の状況を明記します。

なお、記載する事項は、普通会計ベースの次の項目を基本とする。

ア 歳入の状況（内訳：市税・交付税・国県支出金・基金繰入金・市債）

イ 歳出の状況（内訳：義務的経費・投資的経費・繰出金）

ウ 財政指標の状況

(2) 財政見通し

財政見通しは、一般会計ベースで算定するものとし、基本計画の期間となる令和8年度までの6年間とします。

なお、基金残高と市債残高を新たに追記します。

5 土地利用

土地利用に関しては、基本構想を基本に、次の事項を定めるものとします。

- (1) 土地利用の基本的な考え方
- (2) 土地利用の方向性（都市軸とゾーンに区分して都市構造を構築）
- (3) 上記（2）に基づく図表

6 「重点プロジェクト」の設定

今後のまちづくりには、人口減少対策（定住・移住・出生率の向上）、国土強靱化対策など、分野を限定するのではなく、横断的な取組が必要な状況にあります。

したがって、政策から重点的に実施する分野を設定するのではなく、定住・移住、防災・減災など横断的な取組として、重点プロジェクトを設定します。

なお、設定方法については、行政評価制度を活用するなど、その手段を含めて計画策定の中で決定します。

7 施策の体系

基本計画の全体イメージを明らかにするため、次の項目で構成される体系図を明記します。

- (1) 都市像（基本構想）
- (2) 基本目標（基本構想）
- (3) 政策（基本構想）
- (4) 施策（基本計画策定の中で今後決定）

※（3）政策及び（4）施策は、次の基準に基づき、検討します。

ア 政策は、基本構想第3章「基本目標」の各分野の名称（保健、福祉、子育て、教育など）及び基本構想第4章「基本構想の実現に向けて」の柱の名称（「市民協働・男女共同参画、多文化共生」「持続可能な行財政運営」）から定めます。

イ 施策は、現行の基本計画の施策に係る現状や課題を基に、将来の動向などを分析し、新たに施策のねらいや指標、取組などを定めます。

ウ 政策に対し、施策の数は2つ以上定めます。なお、施策が1つとなった場合、同じ基本目標内の政策を統合します。

8 各分野の施策展開

現行の基本計画では、標題を「分野別計画」としていますが、行財政改革推進プランなどの部門計画と混同するため、「各分野の施策展開」に名称変更します。

なお、策定にあたっては、現行の実施計画に明記していた「基本事業の成果指標の数値」は基本計画に移行することにより、目標値全体の見える化を図ります。

(1) 【継続】 施策のねらい

まちづくりの主体（市民・事業者・行政）が一体となり、目指す施策のねらいを定めます。

(2) 【変更】 施策の状態指標（目指す方向性）

現行の基本計画は、施策の成果指標の項目と具体的な数値を基本計画で定める一方で、基本事業の成果指標は、基本計画に項目を定めたうえで、実施計画において具体的な数値を定めています。

新たな基本計画では、具体的な指標とその目標値は、すべて基本計画で定めることとし、新たに2つの指標（『施策の状態指標』、『施策の柱の成果指標』）を設定します。

なお、これら指標の設定にあたっては、国が示している総合戦略、国土強靱化地域計画の指標や国民の生活満足度を図る新たな指標（例：健康寿命、育児休業取得者の割合）などを参考にするとともに、現行の基本計画では目標設定が高く、達成度が低いとの課題があったことから、実現可能な設定に留意します。

《設定する指標》

ア 指標設定の基本的な考え方

基本計画では、施策ごとに「施策の状態指標」と「施策の柱の成果指標」を設定し、施策の進捗状況の把握や評価に適した指標を設定します。

イ 指標の概要

指標名	概要
施策の状態指標（目指す方向性）	<ul style="list-style-type: none">・ 施策の実施理由となる指標であるが、市が実施する施策・事業の成果との因果関係や影響度が不明な場合が多く、自治体は指標値を直接的にコントロールできない。・ 社会経済動向で指標値が大きく変化するため、目標値ではなく、めざす方向（↑・→・↓）を設定。 (例：合計特殊出生率、健康寿命 など)。
施策の柱の成果指標	<ul style="list-style-type: none">・ 施策の目的に即し、配下の事業が実施した成果を集約したもので、事業群の成果を通じて、市は指標値を直接的にコントロール可能（目標値を設定）。・ 成果指標は行政の相手方となる市民や事業者の動きを示す（例：事業により就職した人数 など）。

エ 指標の設定条件

(ア) 正確性・客観性

市の行政活動の成果を表すものとして説明責任が果たせること。

(イ) 分かりやすさ

市民にとって分かりやすい指標であること。

(ウ) 捕捉容易性

設定した指標が、容易に捕捉可能であること。捕捉に過度な負担（経費）がかからないようにすること。

(エ) 継続性・連続性

6年間で経年の変化を捕捉できる継続性・連続性があること。

オ 指標の数

1つの施策に対して、「施策の状態指標」「施策の柱の成果指標」それぞれ原則2指標とします。指標として適切であると考えられるデータがあったとしても、毎年度捕捉できないものもあるため、複数の指標を設定することで補完します。

(3)【継続】現状と課題

現行の基本計画と同様に、施策に関する社会動向やこれまでの取組・成果を踏まえた現状や課題などを記載します。

(4)【名称変更】施策の柱

現行の基本計画における「施策を実現する手段（基本事業の構成）」と同様のもので、主な取組ごとに、そのねらいと主な内容を記載したうえで、施策の柱の成果指標及びその数値を2つ程度定めます。

(5)【名称変更】市民、事業者、行政など各主体が相互に連携・協力する取組

現行の基本計画では、「まちづくり主体ごとの役割」を明記していましたが、新たな基本計画では、施策のねらいを実現するため、市民、自治会、団体、事業者、行政など各主体が相互に連携・協力する取組などを明記します。

(6)【継続】個別計画の名称、用語解説

関連する個別計画及び用語解説を明記します。

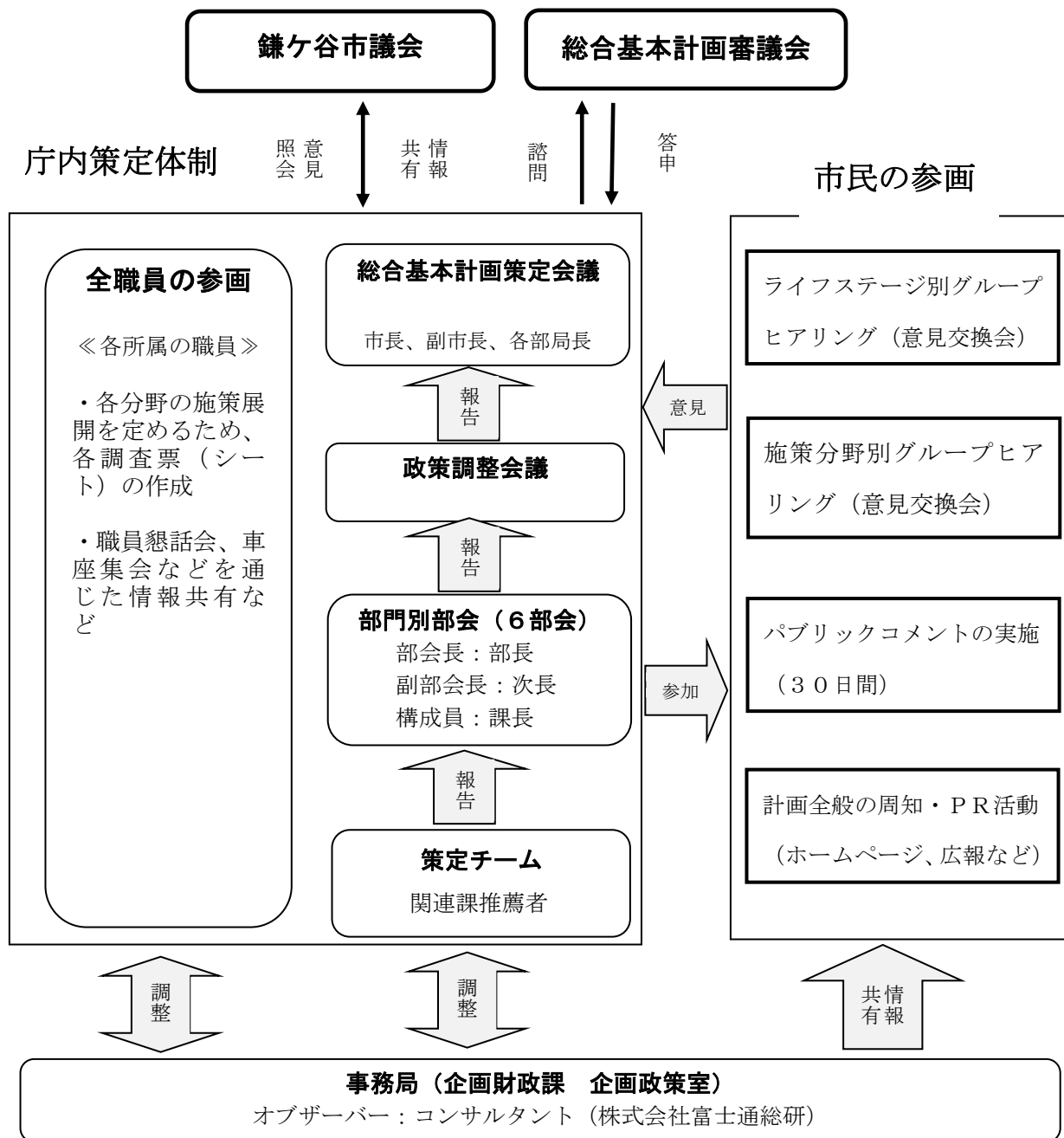
(7) その他

施策のねらいや目指す対象などがイメージしやすいように、写真を掲載します。

第6 基本計画の策定体制

基本計画の策定にあたっては、策定方針で定めた体制を基本に、庁内の策定体制、市民の参画、総合基本計画審議会、鎌ヶ谷市議会などとの連携により、次のとおり進めていきます。

図4：策定体制のイメージ



第7 基本計画策定までのスケジュール

計画策定までの手順及びスケジュールは、おおむね次のとおりとします。

< 2月 > 策定要領の決定

- 策定要領の決定（庁議 ⇒ 市長決裁）
- 議会への情報共有（策定要領の資料提供）

< 3月 > 施策の名称などの検討

- 施策の名称や方向性の検討 ⇒ 必要に応じて部門別部会開催

< 4月 > 施策検討シートに基づき、施策の検討

- 職員説明会の開催（別途調整）
- 各所属が検討シートにより、施策の柱や指標などを検討

< 5月 > 職員懇話会、策定チーム、部門別部会の開催

- 提出された検討シートに基づき、基本計画（素案）を策定開始
- 職員懇話会の開催、策定チームなどによる検討
- 基本計画（素案）に基づき、部門別部会の開催

< 6月 > 「基本計画（素案）」の策定

- 部門別部会の開催
- 基本計画（素案）の策定

< 7月 > 「基本計画（案）」の決定

- 政策調整会議、総合基本計画策定会議に付議 ⇒ 市長決裁
- 市議会への報告
- パブリックコメントの開始、市議会への意見照会（8月まで）
- 各種グループヒアリングの実施（8月まで）
- 鎌ヶ谷市総合基本計画審議会への諮問（8月まで）

< 8月 > 「基本計画（案）」の修正

- パブリックコメント、各種ヒアリング、審議会等の意見を踏まえた各部署による検討
- 鎌ヶ谷市総合基本計画審議会からの答申
- 基本計画（案）の修正
- 政策調整会議に付議

< 9月 > 「基本計画」の決定、印刷

- 総合基本計画策定会議に付議
- 基本計画（修正案）の市長決裁 ⇒ 基本計画の決定
- 基本計画の冊子印刷
- 市議会へ基本計画の送付